

日本公認会計士協会 殿

事務所所在地 東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
監査事務所名 虎ノ門有限責任監
代表者の役職と氏名 理事長 渋谷 寿

上場会社等監査人名簿への登録に係る誓約書

当監査事務所は、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、上場会社等監査人登録細則第3条に掲げる以下の義務を履行することを誓約いたします。

1. 法第1条に規定する公認会計士の使命を踏まえ、法第1条の2に規定する公認会計士の職責を全うするため、関係する法令及び会則等を遵守し、適正な監査業務の確保に向けて適切な対応を行えるよう監査事務所の監査実施体制を構築及び維持し、法第34条の34の14に規定する業務管理体制（監査法人にあっては、法第34条の13に規定する業務管理体制を含む。）を整備すること。
2. 法第2条第1項の財務書類の監査又は証明は、法において公認会計士が行うことができると規定された独占業務であり、また、上場会社等には多数の利害関係者がいることから、監査基準等に加え、法令、規制に従って、監査を行う必要があることをより強く認識して、監査を実施し、本会の指導及び監督を受けること。
3. 公共の利益への貢献に資するため、監査事務所は、株主、投資家その他の利害関係者に対して責務を負っていることを認識し、監査事務所に所属する公認会計士及び職員が、監査事務所の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続を遵守するよう、適切に指導し、監督すること及び誠実な業務執行ができるよう十分な時間が確保できる体制を整備し、運用するとともに、当該体制の整備状況を検証するための体制を整備し、運用すること。
4. 1から3までの項目について、監査事務所の代表者はこれらを適切に行うことに対する責任があることを認識し、その責任を果たすこと及び監査法人の社員は、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保することにそれぞれ責任を負っており、各社員間における適切な牽制の下、その責任を果たすこと。
5. 品質管理レビュー（会則第77条第2項の品質管理レビューをいう。以下同じ。）の実施結果に基づき、品質管理委員会が会則第6条に規定する本会の事務所において、口頭による説明及び勧告を行う旨の通知があった場合は、これに協力すること。

以 上

【個人事務所の場合の留意事項】

（注） 個人事務所による共同監査の場合は、第4項中「監査法人の社員は」とあるのは「個人事務所による共同監査の場合は」と、「各社員間」とあるのは「各事務所間」と読み替えるものとする。